

大会等出場選手支援事業補助金交付要領

(総則)

第1条 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会は、パラリンピックをはじめとする国際大会及び全国規模以上の大会、並びに中央競技団体による合宿等への参加に係る経費を予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては、パラアスリート育成支援事業（以下「アスリート育成」という。）補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 国際規模の競技大会への参加
- (2) 全国規模の競技大会への参加
- (3) 中央競技団体による強化合宿等への参加
- (4) その他、審査会が適当と認めた事業

2 前項第1号に規定する「国際規模の競技大会」とは、各国際競技団体が公認する競技大会をいう。

3 第1項第2号に規定する「全国規模の競技大会」とは、日本パラスポーツ協会又は同協会に登録する競技団体、並びに日本パラリンピック委員会又は同委員会に加盟する競技団体が主催又は共催する大会をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象となる経費は、別表のとおりとする。

2 介助者の旅費交通費（交通費及び宿泊料）についても補助対象とすることができる。ただし、申請者と同一区間で且つ同一期間に限る。

(補助金の交付決定)

第4条 申請のあった事業に対する補助の可否及び補助率については、審査会で審議し、決定する。

(その他)

第5条 アスリート育成補助金交付要綱及びこの要領に定める以外の事項について疑義が生じた場合は、その都度協議する。

附 則

この要領は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和４年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第３条関係）

科 目	対 象 科 目 の 使 途	経費の額
旅費交通費	・ 交通費 ○国内で、且つ自家用車等で移動した場合 起算地(所属先又は自宅)から目的地(競技会場等)まで 「片道距離×往復分(端数切り捨て)×37円」(※) ・ 移動距離が概ね片道60kmを超える場合、高速道路 利用料金の実費分を支給(※) ・ タクシーでの移動は原則対象としない ○公共交通機関を利用した場合 ・ 航空賃、船賃、鉄道賃及び特急・急行料金、指定席 料金等の実費分を支給(※) ・ 宿泊料 ○宿泊を伴う場合 １泊につき9,800円(税サ込)を上限とする (ただし、海外の場合はこの限りとしない)	実費分
消 耗 品 費	・ スポーツ用具、その他の消耗品 １品目あたり５万円以内で、且つ耐用年数が１年未満 のもの	実費分
役 務 費	・ 競技用具運搬費、傷害保険料、振込手数料	実費分
負 担 金	・ 大会等参加費	実費分

※ 別紙（留意事項）を確認すること。